



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: 犬飼社会保険労務士事務所
〒252-0232

相模原市中央区矢部 3-17-13 守市ビル 2A

TEL 042-711-7560 FAX 042-711-7563 E-mail info@sr-inukai.com

4
2025

決定済み
適用待ちの改正

令和7年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、基本的に、毎年1回、3月分(4月納付分)から適用される保険料率の見直しを行います。

令和7年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

.....令和7年3月分からの協会けんぽの保険料率.....

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

_____は変更あり(大分県以外は変更あり)

北海道	10.31%	石川県	9.88%	岡山県	10.17%
青森県	9.85%	福井県	9.94%	広島県	9.97%
岩手県	9.62%	山梨県	9.89%	山口県	10.36%
宮城県	10.11%	長野県	9.69%	徳島県	10.47%
秋田県	10.01%	岐阜県	9.93%	香川県	10.21%
山形県	9.75%	静岡県	9.80%	愛媛県	10.18%
福島県	9.62%	愛知県	10.03%	高知県	10.13%
茨城県	9.67%	三重県	9.99%	福岡県	10.31%
栃木県	9.82%	滋賀県	9.97%	佐賀県	10.78%
群馬県	9.77%	京都府	10.03%	長崎県	10.41%
埼玉県	9.76%	大阪府	10.24%	熊本県	10.12%
千葉県	9.79%	兵庫県	10.16%	大分県	10.25%
東京都	9.91%	奈良県	10.02%	宮崎県	10.09%
神奈川県	9.92%	和歌山県	10.19%	鹿児島県	10.31%
新潟県	9.55%	鳥取県	9.93%	沖縄県	9.44%
富山県	9.65%	島根県	9.94%	—	—



2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	1.59% (1.60%から変更)
------	-------------------

⑤ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★大分県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。また、全国一律の介護保険料率も変更されますので、結果的にすべての都道府県において、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」が変更されることになります。新たな「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」を確認しておくようにしましょう。なお、給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、ご質問などがあれば、気軽にお声がけください。

要確認

職務給の導入に向けたリーフレット・手引きを公表(厚労省)

この度、その普及を図るため、厚生労働省から、職務給の導入に向けたリーフレット及び手引きが公表されました。リーフレットでは、職務給を導入している企業や職務給を支給されている社員が実感しているメリットなどが紹介されています。手引きでは、職務給を導入している企業の特徴、企業・社員が感じている職務給のメリットのほか、職務給を導入するにあたっての取組み・工夫、職務給の課題が紹介されています。

以下で、そこで取り上げられている「企業が職務給に感じているメリット」を紹介します。



次ページへ続く

.....企業が職務給に感じているメリット（厚労省のリーフレットより）.....

職務給により感じているメリット (n=1349 複数回答、一部項目のみ抜粋)

社員に求める役割・職務の要件が明確になる	56.2%
仕事に応じた賃金を支払うことができる	51.4%
管理職層の確保・定着につながる	49.4%
社員の仕事に対する意欲が高まる	41.6%
中堅社員の確保・定着につながる	37.4%

★「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」は、リ・スキリングによる能力向上支援、成長分野への労働市場円滑化と並び、三位一体の労働市場改革の柱の一つです。

職務給の導入を検討している企業、又は導入後の運用に悩んでいる企業におかれましては、上記のリーフレットや手引きを確認しておきたいところです。必要であれば、その内容の説明や具体的な提案をさせていただきます。

施行待ちの改正 「令和7年度の現物給与の価額」が決定

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。適用は、本年（令和7年）4月1日からとなります。

⑨ 今回は、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額については、改正はありません。

(単位:円)

赤字が改正箇所

都道府県名	食事で支払われる報酬等				
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額
1 北海道	24,300	810	200	280	330
2 青森	23,400	780	200	270	310
3 岩手	23,400	780	200	270	310
4 宮城	23,400	780	200	270	310
5 秋田	23,700	790	200	280	310
6 山形	24,000	800	200	280	320
7 福島	23,400	780	200	270	310
8 茨城	23,400	780	200	270	310
9 栃木	23,400	780	200	270	310
10 群馬	23,100	770	190	270	310
11 埼玉	23,400	780	200	270	310
12 千葉	23,700	790	200	280	310
13 東京	24,300	810	200	280	330
14 神奈川	24,300	810	200	280	330
15 新潟	23,700	790	200	280	310
16 富山	24,300	810	200	280	330
17 石川	24,300	810	200	280	330

★本年4月から、すべての都道府県において、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されます（一部据え置きあり）。現物給与として処理している食事代等がある企業では、改正の有無とその金額を必ずチェックしておく必要があります。お声がけくだされば、令和7年度の現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。



- 4/1 ● 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法、改正雇用保険法の施行
- 4/10 ● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 4/15 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限
- 4/30 ● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
● 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限

◆あとかぎ◆新年度が始まり、各種保険料率の改定に加え、育児・介護休業法などの法改正が施行され、企業の労務管理にも大きな影響を及ぼします。特に、給与計算や就業規則類の見直しが必要となるケースもあり、早めの対応が重要です。ご不明点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。(犬飼 H)